

20環管第1198号
平成20年7月30日

舞鶴喜楽鋳業株式会社
代表取締役 小宮山 雅弘 様

京都府知事 山田 啓二

(仮称)綾部総合工場設置に係る環境影響評価方法書に
対する意見書について

平成20年1月22日付けで提出の環境影響評価方法書について、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第13条第3項の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

「(仮称)綾部総合工場設置に係る環境影響評価方法書」に対する意見は以下のとおりです。

1 全般的事項について

当該事業は、既に造成された用地に油系産業廃棄物の総合的処理施設を整備するものであり、工事中及び施設稼働時において、当該施設及び関係車両からの影響が想定される。

また、事業予定地は自然豊かな山間の複雑な地形に位置し、道路を挟んで民家が立地しているほか、周辺には幾つかの集落が存在している。

- (1) 環境影響評価の実施に際しては、これらの事業特性及び地域特性を十分に踏まえ、最新の情報により最も適切な手法で調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行うこと。
- (2) 今後、詳細な事業計画を策定することにより、新たな環境影響が明らかになった場合は、必要に応じて選定された項目及び手法を見直すこと。
- (3) 環境保全措置の検討においては、可能な限り複数案による定量的な比較検討を行うとともに、その内容を準備書に記載すること。

2 大気環境について

- (1) 地域の自然地理的な特徴に基づく局地気象を予測に的確に反映させるため、上層気象観測を実施し事業予定地における一般風や大気安定度等を十分に把握すること。

また、地上気象観測は、可能な限り平坦な見通しのよい場所で行う等、測定地点周囲の地形等に十分に留意して行うこと。

- (2) 大気質の予測においては、事業予定地周辺の複雑な地形に十分留意すること。
- (3) 沿道騒音・振動について、現況調査は事業予定地直近住居（以下「直近住居」という。）の近傍にて行うことを検討すること。

また、直近住居は、府道から上り坂となる搬入路の入口に位置しており、工事用車両及び搬入車両による影響は、沿道における影響とは異なるおそれがあることを考慮して予測及び評価を行うこと。

- (4) 沿道騒音・振動について、主要な搬入道路に面する集落での調査等を実施すること。
- (5) 騒音について、低周波音を含めて、操業時にどのような設備が稼働し発

生源となり得るかを把握し、調査等に反映させること。

また、必要に応じ低周波音も調査等の対象とすること。

- (6) 事業予定地周辺は、夜間にあっては騒音の殆どない極めて静寂な地域と考えられるため、特に夜間における騒音の評価は、参考とされる工場騒音の規制基準や環境基準に加えて、現状との比較や保全といった面を重視すること。

3 動物、植物及び生態系について

地域の状況に通じた者から聞き取りを行うほか必要に応じて現地調査を行うことにより、事業予定地周辺の動物、植物及び生態系の現況を把握し、その結果を準備書に記載すること。

また、結果を検討の上、必要に応じ予測及び評価の対象とすること。

4 景観について

- (1) 周囲の一般道や京都縦貫自動車道の運転者からの眺望についても調査等の対象とすること。
- (2) フォトモンタージュの作成においては、周辺の森林の景観等も配慮してきめ細かく検討すること。